

## 致遺華日本人等の配偶 关于“配偶支援金”的通知

○ 自平成 26 年 10 月起，  
遺華日本人等去世的情  
况下，向特定配偶<sup>\*1</sup> 支付  
配偶支援金。

○ 配偶支援金は考慮到  
与遺華日本人等长年共  
历艰辛的配偶的情况，对从回国定居前就一直相伴的配偶，支付相当于老龄基础年金的三分之二的金额<sup>\*2</sup> 的支援金。

○ 配偶支援金不属支援给付的收入认定对象，在支援给付之外支付。领取该支援金需要提出申请。请向支援给付的实施机关申请。

○ 另外，在遺華日本人等去世后再婚的配偶等，无权领取支援给付的情况下，则不属配偶支援金的支付对象。

<sup>\*1</sup> 特定配偶是指，从遺華日本人等回国定居以前就一直相伴的配偶。

<sup>\*2</sup> 平成 26 年 4 月起の老龄基础年金額(満額) 为 64,400 日元。因此，相当于老龄基础年金額三分之二的配偶支援金の支付金額是 64,400 日元×2/3 = 42,933 日元。

○ 详情请咨询支援给付实施机关或支援咨询员。

厚生労働省社会・援护局援护企画課  
中国残留邦人等支援室



## 中国残留邦人等の配偶者の方へ 「配偶者支援金」のご案内

○平成26年10月から、中国残留邦人等の方が亡くなられた場合に、特定配偶者<sup>\*1</sup>の方へ配偶者支援金を支給します。

○ 配偶者支援金は、中国残留邦人等の方と長年にわたり労苦を共にされてきた配偶者の方の事情に配慮し、永住帰国する前からの配偶者の方へ、老龄基礎年金額の3分の2相当額を支給<sup>\*2</sup>するものです。

○ 配偶者支援金は、支援給付の収入認定の対象にはせず、支援給付に加えて支給します。この支援金を受け取るには申請が必要です。支援給付の実施機関に申請してください。

○ なお、中国残留邦人等の方が亡くなられた後に再婚された方など、支援給付を受けける権利を有していない場合は、配偶者支援金の支給対象とはなりません。

<sup>\*1</sup> 特定配偶者とは、中国残留邦人等が永住帰国する前から継続してその配偶者である方をいいます。

<sup>\*2</sup> 平成 26 年 4 月からの老龄基礎年金額(満額) は 64,400 円。したがってその3分の2相当額である配偶者支援金の支給額は、64,400 円×2/3=42,933 円です。

○くわしいことは支援給付の実施機関、または支援・相談員におたずねください。

厚生労働省社会・援護局 援護企画課  
中国残留邦人等支援室